

## 豊洲新市場基本設計相当について（事業費算定項目）

東京都整備施設の設計・建設及び運営維持管理業務に係る事業費算定

事業費算定項目		算定に当たっての考え方
整備費	施設 卸売場 仲卸売場 管理施設 関連施設 買出人用駐車場 エネルギー施設	1 基本設計相当の配置・規模に基づき、算定
	設備等 機械設備 電気設備 通信設備 防災設備 情報システム	<p>1 インフラ整備区分</p> <p>(1) 東京都が整備する施設 敷地境界から設備機械室までの電気、電話通信、水道、下水道の整備 設備機械室以降は、都が整備する設備までは東京都とし、市場業者が整備する設備までは市場業者が整備 また、ガスを必要とする場合は、敷地境界の引き込みからすべて市場業者</p> <p>(2) 市場業者が整備する施設 東京都整備施設からインフラを引き込む場合 東京都整備施設の設備機械室からの引き込みと民間整備施設以降を整備 直接インフラを民間整備施設に引き込む場合 敷地境界からの引き込みと民間整備施設以降を整備</p> <p>2 東京都整備施設内の設備整備区分</p> <p>(1) 東京都が整備する設備 廃棄物の適正な保管、搬出並びに空調等に関する設備を除き、通常建物に標準装備されている設備</p> <p>(2) 市場業者が整備する設備 市場業者の業務に必要な設備並びにその配線、配管 ただし、整備に当たり東京都が別途定める「設備整備基準」に則り、関係法令等を遵守すること</p> <p>3 空調・低温化設備の整備区分</p> <p>(1) 東京都が整備する設備 東京都が整備する施設（廃棄物関連施設は除く）の全ての換気と、卸売場、仲卸売場、荷さばきスペース、通路のうち低温卸売場、低温保管庫、店舗空調を除いた施設の空調・低温化設備 ただし、設備の維持管理体制及び費用負担の整理（使用料金体系を含めたもの）は、今後の協議事項</p> <p>(2) 市場業者が整備する設備 東京都整備分以外で空調・低温化が必要となる設備</p> <p>4 東京都が整備する情報システム</p> <p>(1) 車両誘導システム (2) 駐車場管理システム</p>
	外構等 栈橋 ペDESTリアンデッキ 屋上緑化 緑地 環2アンダーパス 連絡通路 場内通路 整地・盛土	1 基本設計相当の配置・規模に基づき、算定
維持管理運営費	<p>建築物保守管理業務 建築設備保守管理業務 外構施設保守管理業務 清掃業務 環境衛生管理業務 修繕業務 植栽維持管理業務 保安警備業務 施設管理業務</p>	<p>1 東京都の維持管理区分</p> <p>(1) 保安警備業務は都が開設者として行う。ただし、防犯・防火の観点からの自衛的な警備は、都の警備体制を踏まえて業界で検討</p> <p>(2) 共用部分及び都事務所の維持管理</p> <p>2 市場業者の維持管理区分</p> <p>(1) 廃棄物処理については、市場業界（ただし、共用部分については、都が実施）</p> <p>(2) 市場業者が整備する施設の運営・維持管理は、整備した事業者</p> <p>(3) 都が整備する施設については、使用指定・使用許可を受けた部分は、指定・許可を受けた事業者</p> <p>なお、上記事項を基本として、今後協議</p>